

# 2027年度 調査研究助成（研究部門）

## 応募要領

一般社団法人刀剣文化研究保全機構

### 1. 助成の目的・概要

刀剣とその文化に係る研究振興と、博物館・美術館等の文化施設の発展に寄与することを目的とし、博物館・美術館等の文化施設に勤務する職員の調査研究に対し、助成を行います。

この調査研究助成では、**研究にかかる直接経費だけでなく、館に対する間接経費も取得できます（3を参照）**。また、**単年度研究だけでなく、複数年度にわたる調査テーマでの応募が可能です（条件有）**。助成金額は 1件 200万円を上限とします。

### 2. 助成対象とする研究領域

刀剣とその文化を中心とする、美術史学、歴史学、考古学、民俗学、保存科学に関する調査及び研究を対象とします。

### 3. 間接経費の支給

この助成金では、所属する機関に対し**間接経費の助成の有無を選択**できます。所定の条件（6. 応募資格、(1)～(5)）をすべて満たしている場合において、全体助成金額の15%を上限として、申込者の所属館に間接経費を支給いたします。

**\* 間接経費の支給を希望しない場合でも、6. 応募資格、(1)～(4)を満たしていれば、この助成金に応募できます。この場合は、直接経費のみの助成となります。**

### 4. 研究の体制

(1) 個人研究または共同研究とします。

(2) 共同研究については、研究計画全体について責任を持つことができる研究代表者を定め、明記してください。

### 5. 調査研究の対象地域

日本国内外を問いません。

### 6. 応募資格

(1) 博物館・美術館等の文化施設に勤務する職員であり、研究実績を積んできた者（行政職・学芸職・埋蔵文化財担当職・常勤・非常勤等を問いません）。

- (2) e-Rad 研究者番号を持たない者（e-Rad 研究者番号：独立行政法人日本学術振興会が交付する、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金 に応募しようとする研究者に付与される研究者番号）。
- (3) 申請する活動について、上長の承認が得られること。
- (4) 日本の銀行口座を持っていること（共同研究の場合、研究代表者が日本の銀行口座を持っていること）。
- (5) **間接経費の支給を希望する場合のみ**：間接経費を館が受ける事に問題がない旨、上長に確認が取れていること。

#### 7. 助成予定件数、助成額及び助成期間

- (1) 助成予定件数 10 件程度
- (2) 助成額 1 件あたり上限 200 万円（申請は 50・100・150・200 万円から選択）  
※審査結果によっては申請金額に対して減額する場合があります。  
※助成対象の初年度までに日本円にて一括で指定口座に振り込みます。
- (3) 助成期間 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までに調査研究を実施し、期間は 1 年から 3 年以内であること  
※複数年にわたる調査研究テーマの場合、調査研究にかかるおおよその年数明記の上、単年度の段階的な区分での申請が可能です。採択された場合、単年度ごとの調査研究成果（中間報告）は必須とします。

#### 8. 応募手続の手順

- (1) 申請書の入手  
当社団法人のホームページ（ <https://toukenkikou.or.jp/> ）より、該当する部門の応募要項及び申請書類をダウンロードしてください。
- (2) 申請書の記入  
当社団法人所定の申請書類をダウンロードし、パソコンで記入、又は印刷の上ボールペン、黒ペン等で記入してください。
- (3) 応募方法  
記入済みの提出書類を PDF として添付の上、メールにて当社団法人の応募受付専用アドレス（助成事業係：[apply@toukenkikou.or.jp](mailto:apply@toukenkikou.or.jp)）までお送り下さい。（郵送、持参不可）  
※申請書を手書きで記入した場合であっても、応募の際は PDF 形式でお送りください。  
※同一年度における同部門への応募は、1 申請者につき 1 件とします。

(4) 問い合わせ先

一般社団法人刀剣文化研究保全機構 助成事業係

e-mail : [apply@toukenkikou.or.jp](mailto:apply@toukenkikou.or.jp)

**提出書類**

- 1 : 申請書類 (当社団法人所定のもの 4 ページ) …PDF
- 2 : 図録、学会誌、専門誌等に発表した主要な論文等の写し(A4 20 枚以内) …PDF
- 3 : 上長の承諾書 (6. 応募資格 (5) による) …PDF

(間接経費の支給を希望する場合、応募への承諾に加え、間接経費の支給について承諾を得ていること (6. 応募資格 (5) による)

9. 応募期間

受付開始 2026 年 7 月 1 日(水) 10 : 00 から

応募締切 2026 年 7 月 31 日(金) 17 : 00 まで

※申請メールを受け取り後、受付完了メールをお届けします。

受付完了メールが届かない場合は事務局 ( [info@toukenkikou.or.jp](mailto:info@toukenkikou.or.jp) ) までお問い合わせください。

10. 選考及び助成の決定

当社団法人におかれている選考委員会で審査のうえ決定いたします。

採否は 2026 年 10 月初旬に各応募者にメールにて通知いたします。

※採択及び助成金の交付通知は、採択された助成金全額の交付決定を保証するものではありません。研究期間終了時に提出いただく「調査研究実施計画書」、「完了報告書」及び「会計報告書」等の内容上、不適切と判断された場合、事後的に、助成そのものを停止、又は助成金額の一部または全額の返還を求める場合があります。

11. 交付時期

2027 年 4 月 30 日までに日本円にて一括で所属機関の口座へ振り込みます。

12. 助成金 (直接経費) の対象となる用途

直接経費は、研究課題を進めるうえで必要な経費として使うことができます。

- (1) 設備・備品費 (研究に関わる実験装置等)
- (2) 消耗品費 (文房具や、コピー用紙等)
- (3) 旅費 (出張経費 (交通費、宿泊費) の実費精算とし、日当への充当は不可。但し、研究に必要な、宿泊を伴う出張時における外食については 1 日 3000 円まで助成金

からの拠出を可能とします。)

- (4) 謝金（データ整理等のアルバイト・フィールド調査などの労役対価）
- (5) その他（印刷費・通信費・図書費・施設使用料・学会参加費・会議費など）

以下のものは直接経費の対象外とします。なお、以下に限らず、当社団法人が助成の趣旨に合致しないと判断したものも対象外となります。

- ・パソコン、タブレット端末、プリンター、カメラ等、汎用性の高い機材の購入費
- ・労務費（給与や社会保険費等）

**※直接経費を助成対象者や共同研究者の労務費に充当することはできません。**

#### 13. 助成金（間接経費）の対象となる用途

間接経費は、助成金を獲得した職員の在籍する館に、直接経費とは別に支給されるものです。原則として用途の定めはありませんが、助成対象者を含む館の研究環境の改善や、館全体の機能の向上に使用されることを期待します。

#### 14. 申請者・助成対象者の義務等

- (1) 申請者および助成対象者（助成を受けることが決定した個人およびその所属館）は、盗作・剽窃等の不正行為を行ってはならず、研究者倫理に反する行為の防止に十分留意するものとします。
- (2) 助成を受け調査研究に従事するにあたっては、事前に「調査研究実施計画書」を提出し、それに従って調査研究に従事していただきます。原則として申請時の計画と著しく異なる変更は認められませんが、やむを得ない事由によって調査研究の内容に変更が生じた場合、また助成金の使用計画に大幅な変更が必要となる場合は、事務局（[info@toukenkikou.or.jp](mailto:info@toukenkikou.or.jp)）に連絡が必要です。変更の内容によっては助成そのものを停止、又は助成金額の修正を行う場合があります。
- (3) 助成期間終了後 3 か月以内に、調査研究により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての「完了報告書」「会計報告書」を提出していただきます。
- (4) 当社団法人は、採択された個人または団体から提出された「完了報告書」「会計報告書」を審査し、調査研究で支出した金額が交付された助成額に満たない場合、採択者には、当該差額を当社団法人の指定する口座に振込送金する方法によって返還していただきます。なお、振込手数料は、採択者の負担となります。
- (5) 採択された個人または団体が自ら又は第三者をして、助成を受けた調査研究を特定の媒体等で発表する場合、当社団法人の助成による研究である旨の明示が必要です。

#### 15. 著作権の取り扱い

- (1) 当社団法人は、助成金を受けて実施した調査研究の成果（当該成果に含まれる氏名、肖像及び著作物を含み、以下総称して「成果物」という。）につき、当社団法人が刊行する査読誌、その他の当社団法人が決定する媒体（当社団法人のウェブサイト、その他の電子媒体を含む。）に掲載（公衆送信を含む。）する権利を持ちます。
- (2) 助成対象者は、当社団法人が前項に定める範囲で成果物を利用することを無償で許諾し、当社団法人による成果物の利用行為に対して、著作者人格権を行使することはできません。
- (3) 助成対象者は、成果物に第三者の権利が含まれる場合、自らの費用と責任で当該第三者から前項の許諾に必要な同意を得なければなりません。
- (4) 助成対象者は、当社団法人による成果物の利用に対して第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任でこれに対応し、当社団法人に損害が発生したときは、当該損害を賠償しなければなりません。

#### 16. 個人情報の取り扱い

当社団法人は、申請者・助成対象者の個人情報をプライバシーポリシーに従って取り扱います。また、助成対象者は、氏名・所属機関名・職名・研究テーマ等を公開いたしません。